

2025年6月25日

株式会社ネットプロテクションズ
代表取締役 柴田 紳 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人
代表理事

消費者機構日本
鈴木 敦 士



質 問 書

過日はご多忙の折、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございました。
当機構の検討に時間を要し申し訳ございませんでした。

当機構としては、貴社が、年 14.6%の「遅延損害金」を収受しているのであれば、それを超えて、さらに「延滞事務手数料」を収受することは、消費者が支払期日までに支払わない場合における損害賠償の額の予定又は違約金の額が年 14.6%を超えることとなるため、消費者契約法 9 条 1 項 2 号に違反し得る可能性があると考えております。

つきましては、下記の点について質問を行うため本書面を送付させていただきますので、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、2025年（令和7年）7月31日（木）までに書面にてご回答をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

【質問事項 1】

貴社の「NP後払い利用規約」8条3項では、以下の通り、延滞事務手数料について規定しています。

「前2項に定める遅延損害金その他、利用者が当社と約定した期日までに支払債務の支払を行うことを懈怠した場合において、期限超過後NP後払いによる支払方法の提供を受けるときは、第2条第3項に基づく請求書又は電子メールの発行日から以下の各号に掲げる日数を経過するごとに、同号に掲げる延滞事務手数料の累積額を支払うものとします。」

上記条項中、「期限超過後もNP後払いによる支払方法の提供を受けるときは」と規定されていますが、これに関して、⑦元々の支払いを遅滞して、当該遅滞した支払債務について再度、NP後払いによる支払方法の提供を受けるという意味なのか、④元々の支払いを遅滞した状況において、加盟店との別途の売買（又は役務提供）契約の締結時にNP後払いの利用を希望する際に延滞事務手数料が生ずるという意味なのか、上記⑦④のいずれの解釈になるのか、ご教示下さい。

上記⑦の場合に、利用者がNP後払いによる支払方法の提供を受けるに当たって、①利用者に再度の選択の機会（支払いを遅滞した状況において、再度NP後払いによる支払方法の提供を受けるか、別の支払方法をとるのか）はあるのでしょうか、ご教示下さい。

仮に、②利用者に選択の機会がある場合には、いつ、どのような方法で選択（意思表示）することになるのでしょうか、ご教示下さい。また、③NP後払いによる支払方法とは異なる支払方法としてはどのような支払方法があるのでしょうか、ご教示下さい。④NP後払いによる支払方法とは異なる支払方法を選択した場合には8条3項規定の延滞事務手数料は支払わなくて良いのでしょうか、⑤NP後払いによる支払方法を再度選択する場合、最初の契約時に案内されたNP後払いの支払方法は利用できなくなるのか（例えば、最初の契約時にNP後払いの支払方法を選択した場合、当初送付される請求書に基づく支払いはできなくなるのか）、ご教示下さい。

【質問事項2】

消費者契約法9条1項2号は、以下の通り規定しています。

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効等）

第9条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が2以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの当該超える部分

また、同号に関して、消費者契約法の逐条解説には以下の記載があります。

「民法第420条によると、当事者の合意により債務不履行による違約金等を定めることができる。本号は、遅延損害金の利率の上限を年14.6%とし、これよりも高い遅延損害金の利率が定められている場合に、民法第420条にかかわらず、年14.6%を超える部分の契約条項が無効となり、年14.6%を超える損害賠償又は違約金を消費者に請求することができないとするものである。」「上限は、消費者の損害賠償責任を、消費者が契約に基づく金銭債務の支払を遅延することによって事業者に生ずべき平均的な損害の額にとどめる、という趣旨」（添付資料）。

貴社より、延滞金（当初支払金額）は本来であれば持参債務であるところ、延滞事務手数料は、NP後払いによる支払方法を提供する対価であると、先日の面談時にご説明頂きました。

これについて、約款の規定は条項から形式的に判断すべきではなく、当該条項が

持つ実質的な意義を検討して考えるべきと考えます（学納金返還訴訟の最高裁判例同旨）。延滞事務手数料は、実質的な意義としては、支払方法提供にかかる損害賠償を事前に約した損害賠償の予定と解されるものと考えております。本件は債権譲渡を受けた債権につき、貴社が債権者として自ら回収を図るものであり、事業者としての通常業務の一環であるところ、消費者契約法9条1項2号の規定は、年14.6%を超える損害賠償又は違約金を消費者に請求することができないとするものであり、消費者の損害賠償責任を、消費者が契約に基づく金銭債務の支払を遅延することによって事業者が生ずべき平均的な損害の額にとどめる趣旨と解されま（上記逐条解説）。延滞事務手数料についても、支払方法提供にかかる手数料として事業者が生ずる平均的な損害に含まれると考えられ、当該回収コストは平均化して、14.6%に含まれると考えます。そのため、別途延滞事務手数料を収受することは消費者契約法9条1項2号に抵触し、14.6%を超える部分は無効になるものと考えております。

これに対する貴社のご見解をご教示下さい。

以上

<本件に関する連絡先>

消費者機構日本 専務理事 板谷 伸彦
事務局 佐々木 晃
〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
TEL 03-5212-3066 Eメール sasaki@coj.gr.jp

〒102-0023

東京都千代田区麹町4丁目2-6

住友不動産麹町ファーストビル 5階

株式会社ネットプロテクションズ

代表取締役 柴田 紳 様

